

○但馬広域行政事務組合但馬ふるさと市町村圏基金（拠点分）条例

平成7年11月1日

条例第26号

改正 平成11年3月5日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、但馬広域行政事務組合同規約（平成7年兵庫県指令第14号）第13条に規定する但馬ふるさと市町村圏基金（拠点分）（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の額)

第2条 基金の額は、30億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金の目的を達成するための事業の経費に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成7年度における基金の額は予算の定めるところによる。

附 則（平成11年3月5日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。